

江田島市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害から市民の生命及び身体を守るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び広島県建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の既存不適格の住宅・建築物の土砂災害対策改修を実施する所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅・建築物に対し、想定される土石流の高さ及び衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける等の改修をいう。
- (2) 事業実施者 住宅・建築物の土砂災害対策改修を実施する建物所有者であって、市税等の滞納がない者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業実施者が行う住宅・建築物の土砂災害対策改修とする。
2 補助事業は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 土砂災害対策改修の対象とする住宅・建築物（以下「補助

対象建築物」という。)が特別警戒区域内にあること。

(2) 補助対象建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の3の規定に適合していないこと。

(3) 土砂災害対策改修の結果、補助対象建築物が土砂災害に対して安全な構造となること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業実施者が住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する工事費とし、330万円を限度とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額とする。この場合において、算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1件の補助対象建築物につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとする場合は、建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 交付申請額の算出方法及び事業費の配分(様式第3号)

(3) 補助対象建築物の概要及び補助事業の内訳(様式第4号)

(4) 補助対象建築物の付近見取図、配置図(特別警戒区域が記載されたもの)、各階平面図、立地図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合検討書及び現況写真

(5) 補助対象建築物に係る登記事項証明書その他補助対象建築物の所有者が確認できる書類であって、交付申請日から3か月以内に交付されたもの

(6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士であって、当該土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築

士以外の者が，土砂災害対策の計画が建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合することを証した書類

(7) 土砂災害対策に要する工事費の見積書の写し

(8) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定による確認済証の写し又は検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

(9) 市税等の滞納がないことを証明するもの

(10) その他市長が必要と認めるもの
(交付決定)

第 6 条 市長は，前条の規定により交付申請があった場合は，その内容を審査し，補助金の交付を決定したときは，建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により事業実施者に通知するものとする。

2 事業実施者は，前項の規定による交付決定の通知を受けた後でなければ，土砂災害対策改修を行ってはならない。

(交付の条件)

第 7 条 規則第 6 条第 3 項の規定により付する条件は，次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合又は補助金の額に変更が生じる場合は，速やかに建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付変更申請書（様式第 6 号）を市長に提出し，建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付変更承認通知書（様式第 7 号）による承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し，又は廃止する場合は，速やかに建築物土砂災害対策改修促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出し，承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は，建築物土砂災害対策促進事業完了期日変更報告書（様式第 9 号）により，速やかに市長に報告し，これに対する指示を受けること。

2 市長は、前項に規定するもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 事業実施者は、補助事業が完了したときは、次項に規定する期限までに、建築物土砂災害対策促進事業完了実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 完了実績一覧表(様式第11号)

(2) 補助金精算内訳(様式第12号)

(3) 補助金受入調書(様式第13号)

(4) 土砂災害対策に要する工事費の請求書の写し又は領収書の写し

(5) 土砂災害対策改修工事の施工前後の写真

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 実績報告に係る提出期限は、補助事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する市の会計年度の3月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定にあつては、建築物土砂災害対策改修促進事業補助金額確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第10条 規則第19条の規定による補助金の返還にあつては、建築物土砂災害対策改修促進事業補助金返還命令書(様式第15号)により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとし、その請求にあつては、建築物土砂災害対策改修促進事業補助金精算払請求書(様式第16号)により行うものとする。

(帳簿等の保存期間)

第 1 2 条 規則第 2 2 条に規定する市長が定める期間は，補助事業の完了した日から起算して 5 年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

（暴力団の排除）

第 1 3 条 市長は，事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは，前条までの規定にかかわらず，補助金を交付しないものとする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は，補助金の交付決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは，第 6 条第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

この要綱は，平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。